

新旧対照表

【新】	【旧】
<p style="text-align: center;">建設工事成績評定要領</p> <p>(目的) 第1条 この要領は、建設局の発注する建設工事（以下「建設局所管建設工事」という。）、都市・交通局の発注する建設工事（以下「都市・交通局所管建設工事」という。）及び建築局の発注する建設工事（以下「建築局所管建設工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ確かな評定の実施を図り、もって請負者及び受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。</p> <p>(評定の対象) 第2条 評定の対象は、契約金額が1件250万円以上の建設局所管建設工事、都市・交通局所管建設工事及び建築局所管建設工事とする。 （ただし指示票にて行う工事、主たる内容が草刈等役務提供の工事及びガス事業法に基づくガス工事は除く。）</p> <p>(評定者) 第3条 略 2 略 (削除)</p> <p>(評定の方法) 第4条 略 2 評定は、工事の完了したときに評定を行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">建設工事成績評定要領</p> <p>(目的) 第1条 この要領は、建設局の発注する建設工事（以下「建設局所管建設工事」という。）、都市整備局の発注する建設工事（以下「都市整備局所管建設工事」という。）及び建築局の発注する建設工事（以下「建築局所管建設工事」という。）並びに測量、調査、設計等の委託業務（以下「委託業務」という。）で建築局の発注する委託業務（以下「建築局所管委託業務」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ確かな評定の実施を図り、もって請負者及び受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。</p> <p>(評定の対象) 第2条 評定の対象は次のとおりとする。 (1) 契約金額が1件250万円以上の建設局所管建設工事、都市整備局所管建設工事及び建築局所管建設工事。 （ただし指示票にて行う工事、主たる内容が草刈等役務提供の工事及びガス事業法に基づくガス工事は除く。） (2) 契約金額が1件250万円以上の建築局所管委託業務。</p> <p>(評定者) 第3条 略 2 略 3 委託業務成績の評定者は、建設工事等検査要領に定める検査員並びに建築局所管委託業務は委託業務監督要領【建築】に定める専任監督員、主任監督員及び総括監督員とする。</p> <p>(評定の方法) 第4条 略 2 評定は、工事又は委託業務の完了したときに評定を行うものとする。</p>

【新】	【旧】
<p>3 略</p> <p>(評定の作業)</p> <p>第5条 建設工事成績の評定は、建設局所管建設工事及び都市・交通局所管建設工事は、別紙 工事成績評定表（土木工事編）、建築局所管建設工事は、別紙 工事成績評定表（建築工事編）により行う。</p> <p>(削除)</p> <p>2 建設局所管建設工事及び都市・交通局所管建設工事の評定作業の詳細は、別に定める建設工事成績評定作業の指針（案）により、建築局所管建設工事の評定作業の詳細は、別に定める建築工事成績評定作業の指針（案）により行う。</p> <p>(削除)</p> <p>(評定表の提出等)</p> <p>第6条 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、評定表を本庁契約工事又は本庁施行工事については建設局長、都市・交通局長又は建築局長（以下「建設局長等」という。）に、所長委任工事については所長に提出するものとする。</p> <p>(評定の作業)</p> <p>第7条 建設局長等又は所長は、評定者から評定表の提出があったときは、速やかに、工事の請負者に対して、評定の結果を工事成績評定結果通知書（様式第1）に、項目別評定点（様式第2）を添付し通知するものとする。</p> <p>2 前項に定める通知は、本庁契約工事にあつては所長を経由するものとする。</p>	<p>3 略</p> <p>(評定の作業)</p> <p>第5条 建設工事成績の評定は、建設局及び都市整備局の発注する建設工事は、別紙 工事成績評定表（土木工事編）、建築局の発注する建設工事は、別紙 工事成績評定表（建築工事編）により行う。</p> <p>2 委託業務成績の評定は、建築局の発注する委託業務は、別表2-1委託業務成績評定表（建築）により行う。</p> <p>3 建設工事成績の評定作業の詳細は、別に定める建設工事成績評定作業の指針（案）により行う。</p> <p>4 委託業務成績の評定作業の詳細は、別に定める委託業務成績評定作業の指針（案）により行う。</p> <p>(評定表の提出等)</p> <p>第6条 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、評定表を本庁契約又は本庁施行による工事並びに委託業務については建設局長に、所長委任による工事については所長に提出するものとする。</p> <p>(評定の作業)</p> <p>第7条 建設局長又は所長は、評定者から評定表の提出があったときは、速やかに、建設工事の請負者に対して、評定の結果を工事成績評定結果通知書（様式第1）に、項目別評定点（様式第2）を添付し通知するものとする。また、委託業務の受注者に対しては、評定の結果を委託業務成績評定結果通知書（様式第1-1）に項目別評定点（様式第2-1）を添付し通知するものとする。</p> <p>2 前項に定める通知は、本庁契約工事並びに委託業務にあつては所長を、本庁施行工事並びに委託業務にあつては本庁事業課長を経由するものとする。</p>

【新】	【旧】
<p>(評定の修正)</p> <p>第8条 建設局長等又は所長は、第7条の通知をした後、当該評定結果を修正する必要があると認められるときは、修正しなければならない。</p> <p>2 建設局長等又は所長は、前項の修正を行ったときは、工事成績評定結果再通知書(様式第3)により遅滞なくその結果を当該工事の請負者に通知しなければならない。</p> <p>(修正後の評定)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>(説明請求等)</p> <p>第9条 第7条又は第8条による通知を受けた者は、通知を受けた日から14日(土曜日、日曜日、祝日等(行政機関の休日に関する法律に規定する行政機関の休日)を含む。)(以下「休日」という。)以内に、書面により、通知をした者に対して評定の内容について説明を求めることができる。</p> <p>なお、当該書面は、本庁契約工事又は所長委任工事にあつては所長に、本庁施行工事にあつては建設局長等に提出させるものとし、本庁契約工事にあつては、所長は当該書面を建設局長又は都市・交通局長に送付するものとする。</p> <p>2 建設局長等は、前項による説明を求められたときは、説明請求回答書(様式第4)により回答するものとし、本庁契約工事にあつては所長を経由するものとする。</p> <p>3 建設局長等は、前項の回答をする場合、別に定める建設工事等成績評定評価委員会に意見を求めることができる。</p> <p>4 略</p>	<p>(評定の修正)</p> <p>第8条 建設局長又は所長は、第7条の通知をした後、当該評定結果を修正する必要があると認められるときは、修正しなければならない。</p> <p>2 建設局長又は所長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なくその結果を当該工事の請負者又は当該委託業務の受注者に通知しなければならない。</p> <p>(修正後の評定)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>(説明請求等)</p> <p>第9条 第7条又は第8条による通知を受けた者は、通知を受けた日から14日(土曜日、日曜日、祝日等(行政機関の休日に関する法律に規定する行政機関の休日)を含む。)(以下「休日」という。)以内に、書面により、通知をした者に対して評定の内容について説明を求めることができる。</p> <p>なお、当該書面は、本庁契約又は所長委任による工事にあつては所長に、本庁施行工事並びに委託業務にあつては建設局長に提出させるものとし、本庁契約工事にあつては、所長は当該書面を建設局長に送付するものとする。</p> <p>2 前項による説明を求められたときは、工事成績評定点等に対しては説明請求回答書(様式第3)により、委託業務成績評定点等に対しては説明請求回答書(様式第3-1)により回答するものとし、本庁契約工事にあつては所長を、本庁施行工事並びに委託業務にあつては本庁事業課長を経由するものとする。委託業務成績の評定は、建築局の発注する委託業務は、別表2-1委託業務成績評定表(建築)により行う。</p> <p>3 建設局長は前項の回答をする場合、別に定める建設工事等成績評定評価委員会に意見を求めることができる。</p> <p>4 略</p>

【新】	【旧】
<p>(再説明請求等)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 建設局長等は、第1項による再説明を求められたときは、再説明請求回答書(様式第5)により回答するものとし、本庁契約工事にあつては所長を経由するものとする。</p> <p>4 建設局長等は、前項の回答をする場合、別に定める建設工事等成績評定評価委員会の審議を経てから回答するものとする。</p> <p>5 所長委任工事による工事において、第1項による再説明を求められたときは、前2項を準用するものとする。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 から14まで 略</p> <p>15. この要領は、令和3年4月1日から施行する。</p>	<p>(再説明請求等)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 建設局長又は所長は、第1項による再説明を求められたときは、工事成績評定点等に対しては再説明請求回答書(様式第4)により、委託業務成績評定点等に対しては再説明請求回答書(様式第4-1)により、本庁契約工事にあつては所長を、本庁施行工事並びに委託業務にあつては本庁事業課長を経由し、回答するものとする。</p> <p>4 建設局長又は所長は、前項の回答をする場合、別に定める建設工事等成績評定評価委員会の審議を経てから回答するものとする。 (新設)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 から14まで 略</p>

【新】

建設工事の成績評価について

建設局所管建設工事、都市・交通局所管建設工事及び建築局所管建設工事の成績評価については、下記のとおり行うものとする。

記

1 審査項目

項目	細別	審査項目
1 施工体制	I 施工体制一般 II 配置技術者 (現場代理人等)	・工事成績評価表による
2 施工状況	I 施工管理 II 工程管理 III 安全対策 IV 対外関係	
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形 II 品質 III 出来ばえ	
4 工事特性	I 施工条件等への対応	
5 創意工夫	I 創意工夫	
6 社会性等	I 地域への貢献等	
7 法令遵守等	工事事務等による減点 総合評価による減点	
8 総合評価技術提案	技術提案履行確認	

【旧】

建設工事の成績評価について

愛知県建設局、都市整備局及び建設局の発注する、建設工事の成績評価については、下記のとおり行うものとする。

記

1 審査項目

項目	細別	審査項目
1 施工体制	① 施工体制一般 ② 配置技術者 (現場代理人等)	・工事成績評価表による
2 施工状況	① 施工管理 ② 工程管理 ③ 安全対策 ④ 対外関係	
3 出来形及び出来ばえ	① 出来形 ② 品質 ③ 出来ばえ	
4 工事特性	施工条件等への対応	* 4、5、6の評価については、「建設部建設工事成績評価作業指針(案)」による。
5 創意工夫 (軽微なもの)	創意工夫	
6 社会性等	地域への貢献等	
7 法令遵守等	工事事務等による減点 総合評価による減点	
8 総合評価技術提案	技術提案履行確認	

【新】								【旧】							
2 評定点の決め方 採点の考え方 考查項目の細別項目ごとに5及び7段階（出来ばえのみ4段階で評価を実施） (1) 説明図 ① 監督員による評価 建設局所管建設工事及び都市・交通局所管建設工事は、専任監督員、主任監督員及び総括監督員が行う。 建築局所管建設工事は、主任監督員及び総括監督員が行う。 ② 検査員による評価 完了検査時に検査員が行う。								2 評定点の決め方 採点の考え方 考查項目の細別項目ごとに5及び7段階（出来ばえのみ4段階で評価を実施） (1) 説明図 ① 監督員による評価 (建設局及び都市整備局の発注する建設工事は、専任監督員、主任監督員、総括監督員が行う) (建築局の発注する建設工事は、主任監督員、総括監督員が行う) ② 検査員による評価 (完了検査時に検査員が行う)							
1 施工体制	2 施工状況	3 出来形及び出来ばえ	4 工事特性	5 創意工夫	6 社会性等	7 法令遵守等	8 総合評価技術提案	施工体制 施工状況	施工状況 一般	出来形及び品質 出来ばえ	工事特性	創意工夫	社会性等	法令遵守等	総合評価 技術提案

【新】

(2) 評定点の決め方

評定者に応じて採点結果に乗じて係数を決めており、この係数を乗じた結果を合計して評定点（整数）を決めている。

1. 評定方法

	建設局所管建設工事 都市・交通局所管建設工事	建築局所管建設工事
専任監督員	40%	
主任監督員	14.8%	40%
総括監督員	5.2%	20%
検査員	40%	40%

2. 評定区分

建設局所管建設工事及び都市・交通局所管建設工事

考査項目		専任監督員	主任監督員	総括監督員	検査員
1. 施工体制	I 施工体制一般	○			
	II 配置技術者	○			
2. 施工状況	I 施工管理	○			○
	II 工程管理	○	○		
	III 安全対策	○	○		
	IV 対外関係	○			
3. 出来形及び出来ばえ	I 出来形	○			○
	II 品質	○			○
	III 出来ばえ				○
4. 工事特性	I 施工条件等への対応		○		
5. 創意工夫	I 創意工夫	○			
6. 社会性等	I 地域への貢献等				○
7. 法令遵守等					○ (減点)
8. 総合評価技術提案					履行・不履行・対象外

※4. 5. 6の評価については、「建設工事成績評定作業の指針（案）」による。
 ※総括監督員を置かない工事にあつては、総括監督員の評定区分を主任監督員が併せて評定する。

【旧】

(2) 評定点の決め方

評定者に応じて採点結果に乗じて係数を決めており、この係数を乗じた結果を合計して評定点（整数）を決めている。

1. 評定方法

愛知県	
契約金額	250万～
専任監督員	40%
主任監督員	14.8%
総括監督員	5.2%
検査員	40%

2. 評定区分

考査項目		専任監督員	主任監督員	総括監督員	検査員
1. 施工体制	I 施工体制一般	○			
	II 配置技術者	○			
2. 施工状況	I 施工管理	○			○
	II 工程管理	○	○		
	III 安全管理	○	○		
	IV 対外関係	○			
3. 出来形及び出来ばえ	I 出来形	○			○
	II 品質	○			○
	III 出来栄				○
4. 工事特性	I 施工条件等への対応		○		
5. 創意工夫	I 創意工夫	○			
6. 社会性等	I 地域への貢献等				○
7. 法令遵守等					-40～0点
8. 総合評価技術提案					履行・不履行・対象外

※4. 5. 6の評価については、「建設工事成績評定作業の指針（案）」による。
 ※総括監督員を置かない工事にあつては、総括監督員の評定区分を、主任監督員が併せて評定する。

【新】

【旧】

建築局所管建設工事

考查項目		主任監督員	総括監督員	検査員
1. 施工体制	I 施工体制一般	○		
	II 配置技術者	○		
2. 施工状況	I 施工管理	○		○
	II 工程管理	○	○	
	III 安全対策	○	○	
	IV 対外関係	○		
3. 出来形及び出来ばえ	I 出来形	○		○
	II 品質	○		○
	III 出来ばえ			○
4. 工事特性	I 施工条件等への対応		○	
5. 創意工夫	I 創意工夫	○		
6. 社会性等	I 地域への貢献等		○	
7. 法令遵守等			○ (減点)	
8. 総合評価技術提案			履行・不履行 ・対象外	

※総括監督員を置かない工事にあつては、総括監督員の評定区分を主任監督員が併せて評定する。

(追加)

【新】

様式第 1

	第 号
	年 月 日
所在地	
名称	
代表者名（契約の相手方）様	
	愛知県知事 （愛知県〇〇〇所長）
	工事成績評定結果について(通知)
<p>貴社が受注した下記工事について、愛知県建設工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。</p> <p>なお、評定の結果に疑問があるときは、その疑問の趣旨を付してこの通知を受けた日から 14 日（「休日」を含む。）以内に書面により説明を求められます。</p> <p>疑問に対する説明は、書面により郵送いたします。</p> <p>なお、説明を求める場合の手続き等の問い合わせ先及び書面の送付先は下記のとおりです。</p>	
	記
1 工 事 名	
2 路 線 等 の 名 称	
3 工 事 場 所	
4 請 負 代 金 額	
5 工 期	着 手 年 月 日
	完 了 年 月 日
6 検 査 年 月 日	年 月 日
7 評 定 点	〇〇点
8 本 工 事 の 業 種	
9 手続き等の問い合わせ先及び 書面 の送付先	
<ul style="list-style-type: none"> 業種ごとに、過去 2 年間の愛知県建設局、都市・交通局及び建築局（平成 31 年 3 月 31 日以前の組織における旧建設部及び令和 3 年 3 月 31 日以前の組織における旧都市整備局を含む。）の発注した工事の評定点の平均値が 60 点未満であった場合は、一定期間（最長 6 ヶ月）指名の対象となることがあります。 業種ごとの工事成績評定点が 65 点未満であった場合は、入札参加資格審査申請に係る総合点数の算定において、減点となる場合があります。 	

【旧】

様式第 1

	第 号
	年 月 日
所在地	
名称	
代表者名（契約の相手方）様	
	愛知県知事 （愛知県〇〇〇所長）
	工事成績評定結果について(通知)
<p>貴社が受注した下記工事について、愛知県建設工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。</p> <p>なお、評定の結果に疑問があるときは、その疑問の趣旨を付してこの通知を受けた日から 14 日（「休日」を含む。）以内に書面により説明を求められます。</p> <p>疑問の趣旨に対する説明は、書面により郵送いたします。</p> <p>なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。</p>	
	記
1 工 事 名	
2 路 線 等 の 名 称	
3 工 事 場 所	
4 請 負 代 金 額	
5 工 期	着 手 年 月 日
	完 了 年 月 日
6 検 査 年 月 日	年 月 日
7 評 定 点	〇〇点
8 本 工 事 の 業 種	
9 手続き等の問い合わせ先及び 送付先	
<ul style="list-style-type: none"> 業種ごとに、過去 2 年間の愛知県建設局、都市整備局及び建築局発注（平成 31 年 3 月 31 日以前の組織における旧建設部発注を含む。）の工事成績評定点の平均値が 60 点未満であった場合は、一定期間（最長 6 ヶ月）指名の対象となることがあります。 業種ごとの工事成績評定点が 65 点未満であった場合は、入札参加資格審査申請に係る総合点数の算定において、減点となる場合があります。 	

【新】

様式第2 略

項目別評定点

管理番号

評価項目	細別	評価点/満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	(3.3)点
	II. 配置技術者	(4.1)点
2. 施工状況	I. 施工管理	(13.0)点
	II. 工程管理	(8.1)点
	III. 安全対策	(8.8)点
	IV. 対外関係	(3.7)点
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形	(14.9)点
	II. 品質	(17.4)点
	III. 出来ばえ	(8.5)点
4. 工事特性	1. 施工条件等への対応	(7.3)点
5. 創意工夫	1. 創意工夫	(5.7)点
6. 社会性等	1. 地域への貢献等	(5.2)点
7. 法令遵守等		
評定点合計		100点

【旧】

様式第2

項目別評定点

管理番号

評価項目	細別	評価点/満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	(3.3)点
	II. 配置技術者	(4.1)点
2. 施工状況	I. 施工管理	(13.0)点
	II. 工程管理	(8.1)点
	III. 安全対策	(8.8)点
	IV. 対外関係	(3.7)点
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形	(14.9)点
	II. 品質	(17.4)点
	III. 出来ばえ	(8.5)点
4. 工事特性 (加点のみ)	1. 施工条件等への対応	(7.3)点
5. 創意工夫 (加点のみ)	1. 創意工夫	(5.7)点
6. 社会性等	1. 地域への貢献等	(5.2)点
7. 法令遵守等		
評定点合計		100点

【新】

(削除)

【旧】

様式第 2 - 1

項目別評定点

管理番号：

評価項目	細別	細々別	業務評定点/満点
プロセス評価	管理技術力		点
	専門技術力	業務執行技術力	点
		提案力、改善力、調整能力	点
		施工時への配慮	点
		コスト把握能力	点
	コミュニケーション力		点
	取組姿勢		点
結果評価	成果品の品質		点
評定点小計			点
事故等による減点			点
契約不適合又は損害賠償による減点			点
総合評定点			100 点

【新】

【旧】

様式第 3

(追加)

第 号
年 月 日

所在地

名称

代表者名 (契約の相手方) 様

愛知県知事
(愛知県〇〇〇所長)

工事成績評定結果の再通知について(通知)

貴社が受注した下記工事について、愛知県建設工事成績評定要領に基づき評定した結果を再通知します。

下記工事についての 年 月 日付けの通知は無効となります。

なお、評定の結果に疑問があるときは、その疑問の趣旨を付してこの通知を受けた日から 14 日 (「休日」を含む。)以内に書面により説明を求めることができます。

疑問に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の手続き等の問い合わせ先及び書面の送付先は下記のとおりです。

記

- 1 工 事 名
- 2 路 線 等 の 名 称
- 3 工 事 場 所
- 4 請 負 代 金 額
- 5 工 期 着 手 年 月 日
完 了 年 月 日
- 6 検 査 年 月 日 年 月 日
- 7 評 定 点 〇〇点
- 8 本 工 事 の 業 種
- 9 手続き等の問い合わせ先及び書面の送付先

・業種ごとに、過去 2 年間の愛知県建設局、都市・交通局及び建築局 (平成 3 1 年 3 月 3 1 日以前の組織における旧建設部及び令和 3 年 3 月 3 1 日以前の組織における旧都市整備局を含む。)の発注した工事の評定点の平均値が 6 0 点未満であった場合は、一定期間 (最長 6 ヶ月) 指名の対象とならないことがあります。

・業種ごとの工事成績評定点が 6 5 点未満であった場合は、入札参加資格審査申請に係る総合点数の算定において、減点となる場合があります。

【新】

様式第 4

第 号
年 月 日

所在地
名称
代表者名（契約の相手方）様

愛知県知事
(愛知県〇〇〇所長)

工事成績評定に係る説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から説明を求められた評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明書に疑問があるときは、その疑問の趣旨を付して、この回答を受けた日から起算して 14 日（「休日」を含む）以内に書面により、再説明を求めることができます。

なお、再説明は に設けられた建設工事等成績評定評価委員会の審議を経た上で行います。

疑問に対する再説明は、書面により郵送いたします。

また、再説明を求める場合の手続き等の問い合わせ先及び書面の送付先は下記のとおりです。

記

- 1 工 事 名
- 2 路 線 等 の 名 称
- 3 工 事 場 所
- 4 疑 問 に 対 す る 説 明
- 5 手 続 き 等 の 問 い 合 わ せ 先 及 び 書 面 の 送 付 先

【旧】

様式第 3

第 号
年 月 日

所在地
名称
代表者名（契約の相手方）様

愛知県知事
(愛知県〇〇〇所長)

工事成績評定に係る説明書（回答）

平成 年 月 日付けで貴社から説明を求められた評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明書に疑問があるときは、その疑問の旨を付して、この書面の回答を受けた日から起算して 14 日（「休日」を含む）以内に書面により、再説明を求めることができます。

なお、再説明は愛知県建設局に設けられた工事成績評定評価委員会の審議を経た上で行います。

疑問の旨に対する再説明は、書面により郵送いたします。

また、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 工 事 名
- 2 路 線 等 の 名 称
- 3 工 事 場 所
- 4 請 求 に 対 す る 説 明

評価項目	説 明

- 5 手 続 き 等 の 問 い 合 わ せ 先 及 び 送 付 先

【新】

(削除)

【旧】

様式第3-1

第 号
年 月 日

所在地

名称

代表者名（契約の相手方）様

愛知県知事
(愛知県〇〇〇所長)

委託業務成績評定に係る説明書（回答）

平成 年 月 日付で貴社から説明を求められた評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明書に疑問があるときは、その疑問の旨を付して、この書面の回答を受けた日から起算して14日（「休日」を含む）以内に書面により、再説明を求められます。

なお、再説明は愛知県建設局に設けられた工事成績評定評価委員会の審議を経た上で行います。

疑問の旨に対する再説明は、書面により郵送いたします。

また、再説明を求める場合の手続き等についての問い合わせ先及び書面の送付先は下記のとおりです。

記

- 1 委 託 業 務 名
- 2 路 線 等 の 名 称
- 3 納 入 場 所
- 4 請 求 に 対 す る 説 明

評価項目	説 明

- 5 手続き等の問い合わせ先及び送付先

【新】

様式第5

第 号
年 月 日

所在地
名称
代表者名（契約の相手方）様

愛知県知事
（愛知県〇〇〇所長）

工事成績評定に係る再説明書（回答）

年 月 日付で貴社から説明を求められた評定内容について、下記のとおり回答します。

記

- 1 工 事 名
- 2 路 線 等 の 名 称
- 3 工 事 場 所
- 4 疑 問 対 する 再 説 明

【旧】

様式第4

第 号
年 月 日

所在地
名称
代表者名（契約の相手方）様

愛知県知事
（愛知県〇〇〇所長）

工事成績評定に係る説明書（回答）

平成 年 月 日付で貴社から説明を求められた評定内容について、下記のとおり回答します。

記

- 1 工 事 名
- 2 路 線 等 の 名 称
- 3 工 事 場 所
- 4 請 求 対 する 説 明

評価項目	説 明

- 5 手続き等の問い合わせ先及び送付先

【新】

(削除)

【旧】

様式第4-1

第 号
年 月 日

所在地
名称
代表者名 (契約の相手方) 様

愛知県知事
(愛知県〇〇〇所長)

委託業務成績評定に係る説明書 (回答)

平成 年 月 日付で貴社から説明を求められた評定内容について、下記のとおり回答します。

記

- 1 委 託 業 務 名
- 2 路 線 等 の 名 称
- 3 納 入 場 所
- 4 請 求 に 対 す る 説 明

評価項目	説 明

- 5 手続き等の問い合わせ先及び送付先